

群馬県立がんセンター連帯保証人代行制度に関する仕様書
(保証料病院負担型)

1 目的

本仕様書は、群馬県立がんセンター（以下「当院」という。）において、患者の入院時又は外来診療時に連帯保証人の代行を行い、これに基づく未収金発生時の保証をする業務（以下「業務」という。）を委託することにより、未収金の発生抑制及び短縮、未収金回収業務の効率化並びに患者サービスの向上を図ることを目的とする。

2 契約期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

3 実施場所

群馬県太田市高林西町617-1 群馬県立がんセンター

4 保証概要

契約期間内に当院へ通院する患者のうち、入院申込書又は外来保証の告知において本仕様書に基づき業務を当院が委託する事業者（以下「受託者」という。）を連帯保証人とする保証委託契約に申し込む意思表示をした者当院が委託する事業者（以下「受託者」という。）を連帯保証人とする保証委託契約に申し込む意思表示をした者（以下「契約患者」という。については、受託者は契約患者と連帯して、当該契約患者が当院に支払うべき医療費の支払いを保証するものとする。なお、特別な事情により入院申込書その他当院が定める書類を徴することが困難な患者については、当院と受託者が協議の上、契約患者に準じて取り扱うことができるものとする。

契約患者が医療費を別に定める期間内に支払わなかった場合、受託者は当院からの請求に基づき、「5 保証範囲」に定める範囲で、当該未払い医療費を代位弁済するものとする。

5 保証範囲

- | | |
|-----------|--|
| (1) 保証対象者 | 契約患者 |
| (2) 保証期間 | 1 入院（入院日から退院日まで。ただし、契約期間内の入院に限る。）及び1 外来診療 |
| (3) 保証限度額 | 1 請求当たり 300,000 円
※1名当たりの1入院及び1外来診療を「1請求」とする。月
跨ぎの入院の場合は、1か月ごとに「1請求」とする。 |

- | | |
|---------------|---|
| (4) 保証内訳 | ①入院及び外来費用における診療報酬の自己負担分
・ 公的医療保険対象者 公的保険の自己負担分
・ 公的医療保険対象外 全額
②入院及び外来費用実費負担分（差額ベッド代、食事代、おむつ代等） |
| (5) 保証料 | 当院負担 |
| (6) 年間代位弁済限度額 | 7,754,000 円（年間未収見込額に 1.2 を乗じた額） |

6 保証料の算定

- (1) 契約期間中の保証料の額は、当院における令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで未収金額を 2 倍して得た額（別紙）に基づき、当院が算出する年間未収見込額に保証料率を乗じた額とする。
- (2) 保証料算定に用いる未収金の定義は、受託者の算定基準によるものとする。
また、代位弁済請求の基準は、8（2）に定めるところによる。

7 保証料の支払い

当院が負担し、支払いは年払いとする。

なお、保証料について、契約患者に一切の負担を求めないこと。

8 代位弁済請求

- (1) 当院が受託者に代位弁済請求を行う際、必要書類を受託者に提出するものとする。
- (2) 代位弁済請求日は、原則として、当院が契約患者に請求書を発行した日、退院又は受診日のいずれかの日から 3 か月を超えた日（以下「基準日」という。）とする。なお、基準日において、当院が代位弁済請求を保留した場合は、基準日が含まれる年度内に限り当該請求を可能とする。
- (3) 代位弁済請求権は、契約期間終了後、6 か月間保証すること。
- (4) 受託者は、当院から代位弁済請求を受けた場合は、速やかに支払うこと。

9 患者への配慮等

- (1) 受託者は、当院の代理人として良識のある行動と善良なる態度で対応するものとし、契約患者及び利害関係人等に必要な配慮をすること。
- (2) 受託者は、代位弁済金に係る契約患者への返済請求に関し、契約患者から担保・抵当等の提供を求めないこと。
- (3) 契約患者が分割返済を求めた場合は、返済資力に応じて分割返済を認めること。
- (4) 返済に係る手数料を別途請求する場合、その額は患者にとって過度の負担にな

らない額とすること。

なお、返済に係る手数料を請求する場合、「入札内訳書」に参考の積算を記載すること。

- (5) 契約患者が不利益にならないよう十分に配慮するとともに、過度な督促行為は行わないこと。
- (6) 契約患者及び関係する第三者からの苦情や問い合わせ等については、受託者において対応すること。また、その内容及び対応については、記録を保存するとともに、当院に速やかに報告すること。
- (7) 受託者の故意又は過失により当院、契約患者又は第三者に損害を与えた場合には、直ちに当院に報告すること。

10 督促体制

- (1) 医療未収金回収専門の部署を設置すること。
- (2) 契約患者に対する返済請求等は、受託者のみが実施すること。

11 債権保全

本業務の安全・安定な運用のため、受託者は損害保険会社との間で必要な保険契約を締結すること。

12 完了報告

保証債務の履行が完了した時は、代位弁済した旨を速やかに文書で通知すること。

13 制度導入に係る説明

受託者は、委託者と協議の上、当院の職員に対しその運用方法等について説明会を実施すること。

14 その他の留意事項

- (1) 法令の遵守
業務の実施に当たっては、この仕様書に定めるほか、諸法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の保護
個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し、厳密かつ適正に行うこと。
- (3) 守秘義務
受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約解除及び契約期間満了後も同様とする。